

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月7日（木）午後1時30分から午後2時09分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42（名）

会長 7番 小清水 千明

会長職務代理者

## 農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨	10番	清家 儀三郎
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稻田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

## 最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
		20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示
23番	伊藤 健二		

4. 欠席委員（4名）

農業委員 23番 和田 恵子

最適化推進委員 9番 河野 順子 10番 河野 秀雄  
19番 松本 武雄

## 5. 議事日程

### 議事録署名委員の指名

24番 渡邊 与志樹 1番 井上 惣一

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第3号 諸証明について  
報告第4号 農地法第4条・5条許可について  
報告第5号 農地転用確認交付申請書について  
報告第6号 農地原形変更完了届出書について  
(令和8年3月16日～令和8年4月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第4号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について  
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に  
関する基本的な構想(宇和島市基本構想)の変更に係る意見について  
議案第7号 宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定の  
一部を改正する訓令について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅崎 裕文 次長兼管理係長 中島 慶和  
農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳  
一般事務 山本 真由実

## 7. 産業経済部職員

農林課課長 二宮 貴紀 農林課農政係主任 大西 孝行

## 8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。  
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますよう、お願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員 22 名、農地利用最適化推進委員 20 名であります。  
定足数に達しておりますので、只今より令和 8 年 5 月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。  
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、和田委員、河野順子委員、河野秀雄委員、松本委員、  
が所用のため欠席です。また、中尾委員が若干遅れるというふうな報告が入っておりま  
す。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に渡邊与志樹委員、井上惣一委員を指  
名いたします。  
まず、報告第 1 号から第 6 号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第 1 号から第 6 号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。  
何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。  
次に、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、を議題といたし  
ます。  
事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は11件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書6ページから7ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

#### 《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

#### 《鎌田委員》

1番について説明いたします◇◇◇◇さんは愛知県に住んでおられて耕作ができないということで、畑の近くに住んでおります◇◇◇◇さんが自家菜園をしたいということで、話がまとまりました。問題はありません。

#### 《武内委員》

はい、2番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは東京の方にお住まいということで耕作ができないということで、◇◇◇◇さんの方に所有権を移転して自家消費用として耕作をするという届出であります。特に問題はないと思います。

#### 《白井委員》

3番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を所有権を移転して◇◇◇◇さんが耕作をする、と。隣接する畑になりますので、何ら問題ないと思います。

#### 《梶原委員》

失礼します。4、5、6番について説明いたします。4番、◇◇◇◇さんは高齢のため耕作してくれる方を探しておられましたが、◇◇◇◇さんが耕作される、ということで話がまとまりました。所有権移転するということです。◇◇◇◇さんは熱心に農業も取り組まれておられ、何ら問題ありません。

5番、◇◇◇◇の代表、◇◇◇◇さんのお父さんであられる◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇に貸し付けて、経営の規模を拡大するということです。何ら問題ありません。

6番、◇◇◇◇さんの土地を、熱心に農業に取り組んでおられる◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。所有権移転をするということです。何ら問題ありません。

#### 《加賀山委員》

7番について説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢による経営の縮小をしたいとい

うことで耕作してもらう人を探していましたところ、所有権移転という形で、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

8番について説明いたします。河野秀雄さん欠席のため、代わって私が説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢により規模を縮小したいということで耕作してもらう人を探していましたところ、所有権移転という形で、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《松浦委員》

9番について説明いたします。◇◇◇◇さん、農業されてるんですがちょっと経営を、規模を縮小したいということで耕作者を探しておりましたら、近所に住まわれとる◇◇◇◇さんが作ってもいいということで、所有権移転ということで、話がまとまりました。◇◇◇◇さんも熱心に農業されておりますので、特に問題はないと思います。

《渡邊委員》

10番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは、親子関係による所有権移転になります。この区画は農地として管理しております。引き続き管理耕作する予定です。何ら問題はありません。

《船田委員》

11番について説明します。これは、◇◇◇◇さんは市外在住のため耕作ができないということで耕作をしてくれる人を探しておりましたが、熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作するというので話がまとまり、所有権を移転するということになりました。何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。  
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、貸住宅が1件、農林漁業用施設が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

1番について説明いたします。この案件は、相続登記の際に土地の所在地が畑になっておりまして、始末書も提出されております。この泉町4丁目ですね、この土地については賃貸住宅にして、家賃の収入によって生活の安定を図るものということです。転用によって、申請地周辺は市街地化されており、農地はなく、周囲の問題はないと考えております。排水については市道内の排水施設へ流す、ということで聞いております。4月27日、小清水会長以下関係者5名で、現地調査を実施しております。以上です。

《松浦委員》

2番について説明いたします。◇◇◇◇さん、これ畑なんですが、農業用倉庫と農業用車庫と。これ、実際、既にできておりまして、4月27日に会長さん、事務局さん含めて調査をしました。始末書の提出されとるということです。それと、近隣の畑とかはありませんので、全然害はないということで、特に問題はないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、一般個人住宅・貸駐車場が1件、自己駐車場が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《井上和久委員》

失礼いたします。議案番号1についてご説明申し上げます。去る4月27日、会長、代行、事務局、それから土地家屋調査士の◇◇◇◇さんも立ち会いの元に現地確認を行っており、これは◇◇◇◇さんの農地、これは登記地目は田になっておりますが、現況も畑というか放棄されております。

周りは住宅街でございます。草が生えて虫が来ていけんと近所の方が苦情を言っておられました。それをですね、消防署にお勤めの◇◇◇◇さんが銀行の融資を受けまして、ローンにて購入されて自己住宅を建てるといふ議案でございます。大変、800㎡近い広い所でございますが、横に川が流れておりまして、住宅が建つのが半分ぐらいしか建たん、ということになっております。

残った所をですね、賃貸の駐車場、この辺ちょっと道が狭うございまして土地もないので、作りまして、返済に充てるという話になっておりました。

登記地目が田ということになっておりますので、水利組合の許可がいるんですけども、水利組合も農事組合はありませんので、農業委員が、私が代わりに許可ということにしております。農地区分は第三種農地となりまして、住宅地の中の農地で、これは転用を進めていって有効に使うべき農地である、と判断をいたしました。何ら問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します。2番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが借り受けて自己駐車場に使用する、という申請であります。ご覧のように、既に造成しておりますが、始末書の提出があります。この件に関しましては、4月27日、会長をはじめ、事務局と共に現地調査を行っております。周りに悪影響はなく、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。  
お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より、農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

番号1、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。既に非農地現況証明願が提出済みとなっております。13ページに位置図を添付しております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。番号1について説明いたします。農用地区域除外申請の件でございます。ここは、数十年以上耕作されておらず山林化しており、今後も農地としての復旧の予定はないことから、山林への地目変更のための非農地証明願が提出されています。

この件につきましては、4月27日に会長、代行、事務局の皆さんと現地調査を行っており、周りは山林で他の方が耕作している農地への影響もないということから、問題ないと判断いたします。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって、議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書14ページをご覧ください。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、15ページ農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が25,757.00㎡、畑が2,037.00㎡、樹園地が20,963.00㎡、

合計48,757.00㎡となっております。所有権の移転はありませんでした。

今月の利用権設定の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

#### 《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

#### 《井上惣一委員》

297番、298番について説明いたします。この2つ共、利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇君、◇◇◇◇君が耕作する、ということで話がまとまりました。二人共真面目に農業をしておりますので、問題はありません。以上です。

#### 《上谷委員》

299番について説明いたします。この案件は新規就農者の案件です。◇◇◇◇さんは県外からの移住者で、農協が運営するみかん学校で2年間研修をされ、この春、◇◇◇◇さんの土地を借りて就農することになりました。書類上は立間在住となっておりますが、もう、園地の近くの奥南地区に住居を構えられ、就農されております。先月27日に、会長、副会長、事務局並びに奥南地区担当の井上委員で現地を確認しました。丁寧、綺麗に作業されており、また、今後の営農計画についても熱心に話されておりましたので、何ら問題ないと思います

300番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されておりますので、何ら問題ありません。

#### 《谷本委員》

301番について説明をします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が作る、ということです。熱心に農業されておりますので、何も問題はないと思います。以上です。

#### 《加賀山委員》

302番について説明いたします。河野秀雄さん欠席のため、代わって私が説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢のため農作業ができにくいということで、◇◇◇◇さんが耕作される、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、問題ありません。

303番について説明いたします。河野さんに代わって説明いたします。◇◇◇◇さん、規模種縮小したいということで考えておられましたところ、◇◇から移住されました◇◇◇◇さんが耕作される、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

#### 《小清水委員》

304番について説明いたします。貸し手の◇◇◇◇さん、規模縮小したいということでございまして、◇◇◇◇さんが今回耕作することになりました。◇◇◇◇さん、78歳という高齢でございまして、息子の◇◇◇◇さんも一緒に農業をされるということでございまして、◇◇◇◇さんも経験がないということでございまして、親と一緒に農業をやりたいということで、今回の貸借になりました。何ら問題はないかと思っております。

305番につきましては、◇◇◇◇さん、高齢でございまして、他の園地も◇◇◇◇に貸しておることがございまして、今回この園地は新規ではございまして、◇◇◇◇が耕作するようになりました。何ら問題はないかと思っております。以上です。

#### 《竹葉委員》

306番について説明します。◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作できないため、利用権を設定して◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、会社退職後農業に専念され、経営拡大にも積極的で、何ら問題ありません。

307番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、知人の◇◇◇◇さんが耕作する話がまとまりました。◇◇◇◇さんは、長年真面目に農業に取り組まれており、何ら問題ありません。

308番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは経営拡大にも積極的で、何ら問題ありません。以上です。

#### 《兵頭委員》

309番について説明いたします。◇◇◇◇さん、高齢になりまして、田んぼを作っていたところ探しておられました。そうしたらですね、その地域の◇◇◇◇さんが代わって話がまとまりまして、◇◇◇◇さんは熱心に作業されている方でして、問題はないと考えております。

#### 《高木委員》

310番、311番について説明いたします。◇◇◇◇さんは高齢のため、もう畑は一切ようやらないということで、◇◇◇◇さんが、近くにちょうど別の畑もやられているので、やるようになりました。何ら問題はないと思っております。

◇◇◇◇さんは、女性一人暮らしでして田んぼようやらないということで、◇◇◇◇君が今一生懸命あたっている田んぼも増やしたりなんかして、一生懸命、専業農家でやっておられますので、何ら問題はないと思われまます。

#### 《船田委員》

312番について説明いたします。これは、利用権設定をする◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作が難しいということで耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に取り組んでいますので、何ら問題ありません。

《山口委員》

313番を説明いたします。◇◇◇◇さん。昨年までは◇◇◇◇さんが耕作していたんですけども、高齢でもうよう作らないということで、どうも◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さん、ちょうど田んぼの近くの方ですので、その方をお願いしたら、◇◇◇◇さんがそうしたら作ってやろうかということで、作ることになりました。問題ないと思います。

314番、◇◇◇◇さん、この方は子供たちがおるんですけど皆遠隔地でよう作らないので、◇◇◇◇さんが、熱心な、地区でも農家でありますので、◇◇◇◇さんが作るということで、まとまりました。そういうことで問題はないと思います。

《鎌田委員》

315番について説明いたします。◇◇◇◇さんの園地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇君は熱心に農業をやっておりますので、問題はありません。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。316番についてご説明申し上げます。私の前におられます大塚さんの伊吹町の農地を、丸穂に住んでおられます◇◇◇◇さん、こちらの方の親父さん、◇◇◇◇さんも篤農家でございます、女系の、もう既に娘さんしかおりません、◇◇◇◇さんという養子さんもおられております。

非常に熱心で、丸穂で一番百姓をしよる家でございます、この二人、これからの宇和島の農業も背負っていくんじゃないかというほどの人物でございます、伊吹町のこの樹園地を使用貸借で10年間作る、ということで、ます。何ら問題のない議案と思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、大塚委員、上谷委員、岡山委員、森崎委員の退室を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。

大塚委員、上谷委員、岡山委員、森崎委員の入室を認めます。

続いて、議案第6号農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（宇和島市基本構想）の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書21ページをご覧ください。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、宇和島市基本構想の変更に係る意見について、審議を依頼されたものです。内容については別紙の方ですね、基本的な構想案と、その変更ポイントをお配りさせていただいております。中身の説明につきましては、農林課より説明をお願いします。

《大西主任》

農林課の大西と申します。この度、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更を行うこととなりましたので、その内容についてご説明申し上げるとともに、ご審議をお願いしたく存じます。それでは着座にて、内容のご説明をさせていただきます。

説明資料としまして、「農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更ポイント」という1枚ものの資料と、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想案」という表紙で、変更箇所を赤字で見え消し修正したもの、以上2点を配布しておりますので、ご確認ください。

ご説明につきましては、「農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更ポイント」という資料に沿って、進めさせていただきます。

まず、基本構想についてです。基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の目標や農用地利用集積などに関することについて策定したものです。

基本構想の変更の背景といたしましては、概ね5年ごとに愛媛県の「農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の見直しが行われており、令和8年1月30日に県の基本方針が変更されました。これを受けて、宇和島市の基本構想についても今回、内容の見直しを実施いたしました。

それでは、令和8年度の主な変更点についてご説明します。変更点は大きく4点ございます。まず、1つ目です。昨今の社会情勢や農業を取り巻く環境、それらに対する宇和島市の取り組みなどについて記載しておりますが、直近の状況に対応した内容

に変更いたしました。特に担い手不足や農村集落の機能維持を課題とするなか、スマート農業の推進や農作業省力化に向けて取り組むことを追記いたしました。

続いて2つ目です。農業経営の指標として、主たる農業従事者の目標所得を定めておりますが、今回、350万円から360万円に引き上げを行いました。この変更は、愛媛県の基本方針における目標所得が450万円から460万円に10万円増額されたこと、また、直近の宇和島市における他産業従事の平均年間所得の増加状況を踏まえ、設定したものとなっています。

続いて3つ目です。担い手への農地集積率に関する目標について、42.5%から50.0%に引き上げをしました。その背景といたしましては、令和6年度末時点の宇和島市の集積率は40.8%となっており、上昇傾向にあること、また、愛媛県の基本方針においても、面積シェアの目標として50.0%を掲げていることから、今回、引き上げを行いました。今後もさらなる農地集積を推進して参ります。

最後に4つ目、利用権設定等促進事業の廃止についてです。農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、令和6年度末をもって利用権設定等促進事業が廃止され、農地中間管理事業による利用権設定に移行されました。これにより、利用権設定等促進事業に関する項目等を削除いたしました。

以上、主な変更箇所のみご説明させていただきました。赤字で見え消し修正した全文資料につきましては、括弧書きで主な変更箇所の対応ページも記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

《 会 長 》

農林課の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

この目標所得なんですけど、これ県から説明があった時に、他産業並の所得というんだったら低いんじゃないか、というふうな質問をいたしました。初任給でも昨年と比べて何万も上がると、じゃあこの所得だけでも相当上がるとんじゃないか、という話をしたんですけど、この目標所得というのがですね、認定農業者をはじめ補助事業を云々、いろんなものに網がかかって。補助事業を借りにくくなったりですね、認定農業者になりにくくなったりと、いろんなところで不具合が出てくるということもあって、あんまり上げ辛い、というふうな説明がございました。

今年度も10万しか上がってないんで、特に米がですね、今年はだいぶ上がるとるんですけども、これから先も分らんということもございまして、この所得に落ち着いた、ということだそうでございます。

他産業並のというんであれば、もっともっと、本来は上げないけん、と。目標を上げないけんのですけども、それが他の網掛けに関わってくるというふうな事情もござ

いますので、こういう金額で落ち着いたことはご理解をいただきたい、というふうに思っております。

他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第6条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（宇和島市基本構想）の変更に係る意見について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第6号は原案の通り承認することと決定いたします。

続いて、議案第7号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定の一部を改正する訓令について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書22ページをご覧ください。

議案第7号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正するものです。

提案理由ですが、農業委員、推進委員の定数変更等に伴い、最適化推進委員の地区別定数を改正するにあたり、規定の第2条第2項の定数を改正するものです。

別紙、お配りしております新旧対照表をご覧ください。左の枠が現行で、右の枠が改正後案でございます。赤字で表示している箇所が変更部分でございます。本日、承認をいただきますと、令和8年5月7日、本日から施行する予定であります。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第7号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定の一部を改正する訓令について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第7号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和8年5月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---